



平成 27 年 5 月 18 日

各 位

エ ス テ ー 株 式 会 社  
代表執行役社長 鈴木 貴子  
(コード番号 4951 東証第一部)  
問合せ先 人事・総務グループ  
マネージャー 馬場 和久  
TEL 03(3367)6311

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 4 月 30 日開催の取締役会において、平成 27 年 6 月 16 日開催予定の第 68 期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)により改正された会社法(以下「改正会社法」)により、責任限定契約を締結することのできる役員等の範囲が変更されたことに伴い、現行定款第 29 条に所要の変更を行うものであります。なお、当該定款変更に関しましては、全監査委員の同意を得ております。
- (2) 「改正会社法」により、「委員会設置会社」の呼称が「指名委員会等設置会社」に変更されたことに伴い、現行定款第 49 条に所要の変更を行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 27 年 6 月 16 日 (火)

定款変更の効力発生日 平成 27 年 6 月 16 日 (火)

以 上

(別紙)

定款変更新旧対照表

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p><b>【<u>社外取締役</u>との間の責任限定契約】</b></p> <p>第 29 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役との間に同法第 423 条第 1 項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金 7 0 0 万円以上であらかじめ定めた金額、または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	<p><b>【<u>取締役</u>との間の責任限定契約】</b></p> <p>第 29 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に同法第 423 条第 1 項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金 7 0 0 万円以上であらかじめ定めた金額、または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>
<p><b>【<u>委員会設置会社移行前</u>の取締役および監査役の責任免除】</b></p> <p>第 49 条 （条文省略）</p>	<p><b>【<u>指名委員会等設置会社移行前</u>の取締役および監査役の責任免除】</b></p> <p>第 49 条 （現行どおり）</p>

以上